

地域の身近な相談相手 **新しい民生児童委員を紹介します** 任期：平成 25 年 12 月 1 日 ~平成 28 年 11 月 30 日

民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、高齢者や障がいがある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する様々な相談や支援を行います。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役となった新しい委員の方々を紹介します。

氏名	担当地域	電話	氏名	担当地域	電話
片岡 秀行	大原内・新町・仲町	76-2131	菅澤 徹雄	高津原・大門	75-0635
所 文子	堀ノ尻	76-5333	伊藤 正義	御料地・大穴	75-0603
野村 豊	高根・飯新	76-5257	並木 清文	十余三	75-0011
所 勝之	高野前・切通・居射・豊田	76-3425	山倉 壽男	松木・出沼	75-0149
越川 光男	島・広沼	76-4019	宇井 正和	川島・方田	76-8327
山邊 百代	船越	76-2078	佐藤 幸三	塙・柏熊	76-8321
藤田 明也	牛尾	76-7030	鈴木 金作	坂	76-8659
木川貴美子	水戸・林・千田	76-4672	鎌形 実	南玉造	76-8349
有田征一郎	染井	76-7386	穴澤 正巳	宮本	76-8630
鈴木 一三	喜多・五反田	76-4422	平山 豊子	宿・芝・新田・横宿・高田・西谷・東谷	76-2838
萩原ハルコ	間倉	75-0273	押田 勝	北場・神行・久保・坂並・白貝	76-4154
小川 進	飯笹	75-0096	木内 建雄	宮・谷津・南和田・鴻の巣	76-2328
秋谷 桂	五辻	75-0245	飯田 光範	南並木・南借当	76-4189
鈴木 良信	つつじヶ丘	75-1129			
秋葉 幹夫	一鎌田	75-0057			
高橋 優	本三倉・谷三倉	75-0792			
土屋 悦啓	次浦	75-1401			
橋本 充	西古内・台作・井戸山	70-7188			

◆主任児童委員

萩原 吉春	多古町全域	76-5220
菅澤 梨枝	多古町全域	75-0154

お問合せ●保健福祉課健康福祉係 ☎ 76-3185

※田町・本町については、保健福祉課へご連絡ください

確定申告はお済みですか？

■申告・納税期限(平成 25 年分)

- 所得税および復興特別所得税・贈与税 3月17日(月)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日(月)

■口座振替納付日

- 所得税および復興特別所得税 4月22日(火)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 4月24日(木)

5千万円を超える財産が国外にある方は「**国外財産調書**」の提出が義務付けられました。詳しくは税務署にお問い合わせください。

※国税庁のホームページで所得税の確定申告書などが作成できます。

<http://www.nta.go.jp/>

相談はお早めに！ 期間間近は混雑が予想されます。～所得税と町県民税の申告相談～

日時●3月17日(月)まで (土・日は除く。ただし、3月2日(日)は休日相談を実施します)
午前9時～正午、午後1時～5時 (受付は午後4時まで)

会場●役場2階 第4会議室

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402 佐原税務署 ☎ 0478-54-1331 (音声案内)



「年金証書」が届いたら…手続きをお忘れなく!!

国民健康保険の『退職者医療制度』によって診療を受けることで、医療費の一部が退職するまで加入していた社会保険等により賄われるため、町が負担すべき医療費の軽減につながります。厚生年金や共済年金などの年金をもらい始めたら必ず手続きをお願いします。

■退職者医療制度の対象者(次の要件をすべて満たす方)

【退職者本人】

- ①国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ②厚生年金や共済年金などの受給資格がある方で、加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上の方

【退職者の家族(被扶養者)】

- ①退職者本人と同じ世帯の方で、国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ②主として退職者本人の収入によって生計を維持している配偶者および3親等内の親族
- ③年間の収入が130万円未満の方 (60歳以上および身体障がい者の場合は180万円未満の方)

■手続きの際に必要なもの

- 年金証書、印鑑、多古町国民健康保険被保険者証(保険証)

お問合せ・手続き●住民課国保年金係 ☎ 76-5405

ご安心ください 町営水道の水

水質検査結果のお知らせ

生活環境課では、町民の皆さんに安全で良質な水道水を供給するため、次のとおり水質検査を実施しています。

水質検査の内容

- 1 毎日**
色、濁り、残留塩素濃度
- 2 月1回**
水質基準に関する省令で定められた『水質基準項目(全50項目)』のうち、下の表に掲げる12項目
- 3 3カ月に1回**
月1回検査する12項目に加え、『水質基準項目』のうち17項目
- 4 年1回**
水質基準項目の全50項目に加え、『水質管理目標設定項目』となっている28項目

このほか、すべての水源(15カ所)において、耐塩素性病原生物である「クリプトスポリジウム」の指標菌検査に加え、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素の検査を3カ月に1回実施するとともに、ゴルフ場付近の水源では残留農薬の検査を年1回実施しています。

すべての検査において、水質基準に適合した結果が得られており、異常はありません。

多古町の水道水は、安全で良質であることが確認されています。

■水質検査の結果 (平成 26 年 1 月 9 日実施分)

検査項目	基準値	浄水場名				
		多古	東條	中	常磐	久賀
1 一般細菌	100個/ml以下	0個/ml	0個/ml	0個/ml	0個/ml	0個/ml
2 大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3 ヒ素およびその化合物	0.01mg/l以下	0.004mg/l	0.003mg/l	0.003mg/l	0.001mg/l未満	0.003mg/l
4 硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10mg/l以下	3.66mg/l	3.98mg/l	5.42mg/l	0.66mg/l	5.42mg/l
5 塩化物イオン	200mg/l以下	12.7mg/l	13.4mg/l	15.1mg/l	13.9mg/l	15.2mg/l
6 有機物(TOCの量)	3mg/l以下	0.3mg/l未満	0.3mg/l未満	0.3mg/l未満	0.4mg/l	0.3mg/l未満
7 pH値	5.8～8.6	7.7	7.5	7.8	8.2	7.8
8 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
9 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
10 色度	5度以下	0.5度未満	0.5度未満	0.5度未満	0.5度	0.5度未満
11 濁度	2度以下	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満
12 残留塩素	0.1～1.0mg/l	0.4mg/l	0.4mg/l	0.5mg/l	0.8mg/l	0.5mg/l

【主な給水区域】
(各浄水場は、水需要増に対応するため)連絡管で結ばれています。
多古、島、水戸、林、染井 船越、牛尾 中地区(北中の一部)を除く 常磐地区(塙の一部と柏熊を除く) 久賀地区、喜多、飯笹、間倉、五辻、一鎌田、五反田、柏熊、塙・北中の一部

※ 毎月の検査結果については、町ホームページ(<http://www.town.tako.chiba.jp/>)でご覧いただけます。

町営水道水からの放射性物質は不検出です

福島第一原子力発電所の事故を受け、水道水の安全性を確認するため、3カ月に1回放射線量の測定を行っています。12月4日までの測定で、放射性物質は不検出です。町営水道水は、表流水の影響を受けない地下水を使用しているため安全です。 ※測定結果は町ホームページでも公表しています。

お問合せ●生活環境課水道工務係 ☎ 76-5406